

第 6 6 回 税 理 士 試 験 酒 税 法

●はじめに

今年度の本試験は、難易度は高くなく、ボリュームも少なかったため、合格ラインは高くなることが予想される。

まず、第一問の理論問題については、1 題形式で A ランク理論である未納税移出と未納税引取が出題されたため、高得点を狙うことは十分可能である。

次に、第二問の計算問題については、昨年度に引き続き、酒類の判定と税額計算が 1 題形式で出題された。酒類の判定については、基本事項中心に出題されており、全問正解を狙うことは十分可能である。また、税額計算についても、一部を除き、基本事項中心の出題であったため、高得点を狙うことは十分に可能である。

理論問題で確実に得点を重ね、かつ、計算問題でケアレスミスをいかに防ぐことが出来たかがポイントになると思われる。

Z-66-G [第一問] 解 答

酒税法において、納税義務の成立した酒税について、法定の理由がある場合に一定の条件の下でその酒税が免除される制度がある。

この制度に関して次の各問いに答えなさい。

- (1) 酒税法第28条（未納税移出）及び酒税法第28条の3（未納税引取）の制度が設けられている趣旨について述べなさい。
- (2) 酒税法第28条の3（未納税引取）の規定を適用するために必要な酒税法上の手続について述べなさい。
- (3) 酒税法第28条の3（未納税引取）において、どのような場合に未納税引取の規定の適用を受けることができるか述べなさい。

(1) 酒税法第28条（未納税移出）及び酒税法第28条の3（未納税引取）の制度が設けられている趣旨（10点）

① 未納税移出の趣旨

酒類が製造場から移出されるときは、原則として、酒税の納税義務が発生することになるが、一旦製造場から移出された酒類であっても、直ちにそれが消費面に流れず、他の酒類の原料として使用されるような場合がある。このように、まだ消費のための流通過程に入らない段階において酒税を課税することは、消費税本来の建前から好ましくないため、移出時課税の原則に対して例外規定を設け、酒類を法定の手続に従ってその製造場から移出するときは、その移出した酒類に対する酒税を免除することになっている。

② 未納税引取の趣旨

酒類が保税地域から引き取られるときは、原則として、酒税の納税義務が発生することになるが、一旦保税地域から引き取られた酒類であっても、直ちにそれが消費面に流れず、他の酒類の原料として使用されるような場合がある。このように、まだ消費のための流通過程に入らない段階において酒税を課税することは、消費税本来の建前から好ましくないため、引取時課税の原則に対して例外規定を設け、酒類を法定の手続に従って保税地域から引き取るときは、その引き取った酒類に対する酒税を免除することになっている。

(2) 酒税法第28条の3（未納税引取）の規定を適用するために必要な酒税法上の手続（10点）

① 原則手続（法28の3②⑥）

税関長は、未納税引取の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、その酒類が所定の引取場所に引き取られたことについてのその場所の所在地の所轄税務署長の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

なお、未納税引取の承認を受けて引き取った酒類について、税関長の指定した期限内にその証明書の提出がないときは、直ちにその酒税を徴収する。

② 亡失手続（法28の3⑦）

未納税引取の承認を受けて引き取った酒類を所定の引取場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合において、その亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長に亡失の事実を届け出て、その税務署長から亡失証明書の交付を受けたときは、その証明書は、①に規定する証明書に代えて用いることができる。

(3) 酒税法第28条の3（未納税引取）において、どのような場合に未納税引取の規定の適用を受けることができるか（10点）

酒類製造者が、次のそれぞれに掲げる酒類を保税地域から次のそれぞれに掲げる場所に引き取ろうとする場合において、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、その引取りに係る酒税を免除する。

① 酒類製造者が酒類の原料とするための酒類……当該酒類をその原料とする酒類の製造場

② 酒類製造者が製造した酒類で輸出されたものをその輸出の日から1年以内にその酒類の製造場へ引き取るためのもの……当該酒類の製造場

③ 酒類製造者が製造した酒類と混和して更に移出することが明らかな酒類で自己の酒類の製造場へ引き取るためのもの……当該酒類の製造場

(4) 用語の意義

酒類製造者とは、酒類の製造免許を受けた者をいう。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

28点が合格確実ライン、26点がボーダーラインになると思われる。

Z-66-G〔第二問〕解 答

品目及びその判定理由

商品名	品 目	判 定 理 由
A 判定理由と併せて③	果実酒	果実及び果糖を原料として発酵させたものは、アルコール分が15度未満で、果糖を使用しており、果糖の重量(150kg×1=150kg)が果実に含有される糖類の重量(250kg)を超えていないため、果実酒に該当する。 当該果実酒に原料用アルコール、ぶどう糖、香料及び炭酸水を加えたものは、補酒割合が10%以下であり、アルコール分が15度未満で、果糖及びぶどう糖を使用しており、ぶどう糖の重量(60kg)が製成酒類の重量の10%(1,700kg×10%=170kg)を超えていないため、果実酒に該当する。 $\text{補酒割合} = \frac{300 \times 50 \text{度}}{1,000 \text{度} \times 14 \text{度} + 300 \times 50 \text{度}} \quad (9.6\%)$
B 判定理由と併せて③	清 酒	米、米こうじ及びび水を主原料として発酵させてこしたものは、アルコール分が22度未満であり、副原料の重量(30kg+2500×60度÷0.95×0.8157=158.794kg)が米の重量の50%((350kg+50kg)×50%=200kg)を超えていないため、清酒に該当する。
C 判定理由と併せて③	ビール	麦芽、ホップ(フムロン)及びび水を主原料として発酵させたものは、アルコール分が20度未満であり、副原料の重量(500kg+500kg=1,000kg)が麦芽の重量の50%(2,000kg×50%=1,000kg)を超えていないため、ビールに該当する。
D 判定理由と併せて③	ウイスキー	前段の酒類は、発芽させた穀類及びび水によって穀類(麦)を糖化、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもので、留出時のアルコール分が95度未満であるため、ウイスキーに該当する。 後段の酒類は、連続式蒸留機による蒸留酒で、アルコール分が36度以上45度以下であるため、スピリッツ(連続式蒸留スピリッツ)に該当する。 ウイスキーにスピリッツ及びび水を加えたものは、原酒割合が10%以上であるため、ウイスキーに該当する。 $\text{原酒割合} = \frac{400 \text{度} \times 60 \text{度}}{400 \text{度} \times 60 \text{度} + 4,000 \text{度} \times 45 \text{度}} \quad (11.7\%)$
E 判定理由と併せて③	甘味果実酒	果実及びぶどう糖を原料として発酵させたものは、アルコール分が15度未満で、ぶどう糖を使用しており、ぶどう糖の重量(60kg×1=60kg)が果実に含有される糖類の重量(60kg)を超えていないため、果実酒に該当する。 当該果実酒に砂糖を加えて発酵させたものは、<u>アルコール分が15度以上であるため、果実酒に該当しない。甘味果実酒に該当する。</u> ※ 下線部分を「ぶどう糖及び砂糖の重量(60kg+20kg×1.05=81kg)が果実に含有される糖類の重量(60kg)を超えているため、」と解答してもよい。
F 判定理由と併せて③	発泡酒	麦芽、ホップ(ルプリン)及びび水を主原料として発酵させたものは、副原料の重量(400kg)が麦芽の重量の50%(700kg×50%=350kg)を超えているため、ビールに該当しない。麦芽を原料の一部とした酒類で発泡性を有しており、アルコール分が20度未満であるため、発泡酒に該当する。

商品名	品 目	判 定 理 由
G 判定理由と併せて③	雑 酒	単式蒸留機による蒸留酒にくえん酸及び水を加えかし樽に貯蔵したものは、エキ스가2度未満で、アルコール分が26度未満であり、かし樽に1年以上貯蔵したものではなく、着色又は着香もないため、単式蒸留しょうちゅうに該当する。 なお、なつめやしの実は、果実に該当しない。 その香味、色沢その他の性状が清酒に類似するものは、合成清酒の主原料として砂糖等を加えたしょうちゅうの使用は認められていないため、合成清酒に該当しない。エキ스가2度以上の醸造酒であるが、アルコール以外の酒類を原料の一部としているため、その他の醸造酒にも該当しない。雑酒に該当する。
H 判定理由と併せて③	スピリッツ	ビールを蒸留したものは、ホップを使用しているため、ウイスキーに該当しない。エキ스가2度未満の蒸留酒であるため、スピリッツに該当する。 当該スピリッツにホップエキス、レモン果汁及び炭酸水を加えたものは、エキ스가2度未満の混成酒であるため、スピリッツに該当する。

① 適用税率

品 目	商品名等	計 算 過 程	税 率 (円/ℓ)
果実酒	A	その他の発泡性酒類	80,000
清 酒	B		120,000
ビール	C		220,000
ウイスキー	D	$200,000\text{円} + 10,000\text{円} \times (45\text{度} - 20\text{度}) = 450,000\text{円}$	450,000
甘味果実酒	E	$120,000\text{円} + 10,000\text{円} \times (15\text{度} - 12\text{度}) = 150,000\text{円}$	150,000
発泡酒	F	麦芽比率 $\frac{700\text{kg}}{700\text{kg} + 400\text{kg} + 10\text{kg}} (63\%) \geq 50\%$	220,000
雑 酒	G	みりん類似以外	220,000
スピリッツ	H		370,000

② 課税標準数量

品 目	商品名等	計 算 過 程	課税標準数量 (mℓ)
果実酒	A	(1) $1.8\ell \times 250 \text{ ケース} \times 6 \text{ 本} = 2.7\text{k}\ell$ (注) 食品表示法の規定による酒類の収去は、非課税であるため、課税されない。1 (2) 税率の特例の判定 前年度実績 $1,400\text{k}\ell > 1,300\text{k}\ell$ ∴ 適用なし。1	2,700,000
清 酒	B	(1) $0.72\ell \times 2,000 \text{ ケース} \times 20 \text{ 本} + 0.5\ell \times 600 \text{ ケース} \times 24 \text{ 本} = 36\text{k}\ell$ (注) 従業員の過失による製造場内での酒類の滅失は、移出に該当しないため、課税されない。1 (2) 税率の特例の判定 ① 前年度実績 $1,100\text{k}\ell \leq 1,300\text{k}\ell$ ② 当月分の適用枠 $200\text{k}\ell - 180\text{k}\ell = 20\text{k}\ell$ ③ 当月分の税率の特例 $36\text{k}\ell > 20\text{k}\ell$ ∴ $20\text{k}\ell$ (特例) $36\text{k}\ell - 20\text{k}\ell = 16\text{k}\ell$ (通常)	20,000,000 16,000,000
ビール	C	(1) $1.8\ell \times 200 \text{ ケース} \times 6 \text{ 本} + 0.35\ell \times 100 \text{ ケース} \times 24 \text{ 本} + 0.35\ell \times 30 \text{ 本} = 3.0105\text{k}\ell$ (注) 公的機関主催の品評会に対する酒類の送付は、移出に該当するため、課税される。1 (2) 税率の特例の判定 ① 前年度実績 $1,050\text{k}\ell \leq 1,300\text{k}\ell$ ② 当月分の適用枠 $200\text{k}\ell - 100\text{k}\ell = 100\text{k}\ell$ ③ 当月分の税率の特例 $3.0105\text{k}\ell \leq 100\text{k}\ell$ ∴ $3.0105\text{k}\ell$	3,010,500
ウイスキー	D	(1) 課税標準たる数量 $1.8\ell \times 100 \text{ ケース} \times 6 \text{ 本} = 1.08\text{k}\ell$ (2) 輸出免税の適用を受けようとする数量 $1.8\ell \times 500 \text{ 本} = 0.9\text{k}\ell$ (3) 課税標準数量 $(1) - (2) = 0.18\text{k}\ell$	180,000
甘味果実酒	E	$0.3\ell \times 3,000 \text{ ケース} \times 30 \text{ 本} = 27\text{k}\ell$	27,000,000
発泡酒	F	(1) $0.72\ell \times 500 \text{ ケース} \times 20 \text{ 本} + 0.72\ell \times 2,100 \text{ 本} = 8.712\text{k}\ell$ (注) 販売促進のための酒類販売業者に対する酒類の無償提供は、移出に該当するため、課税される。1 (2) 税率の特例の判定 麦芽比率が50%以上であるため、適用なし。1	8,712,000
雑 酒	G	$2\ell \times 300 \text{ ケース} \times 6 \text{ 本} + 1\ell \times 7,000 \text{ ケース} \times 6 \text{ 本} + 2\ell \times 200 \text{ 本} = 46\text{k}\ell$ (注) 在日アメリカ大使館に対する酒類の送付は、移出に該当するため、課税される。1	46,000,000

品 目	商品名等	計 算 過 程	課税標準数量 (ml)
スピリッツ	H	$0.3\ell \times 800 \text{ ケース} \times 24 \text{ 本} + 0.3\ell \times 50 \text{ 本} = 5.775\text{k}\ell$ (注) 製造場見学者に対する酒類の試飲は、移出とみなされて課税される。 1	5,775,000

③ 課税標準数量に対する酒税額

品 目	商品名等	計 算 過 程	酒 税 額 (円)
果実酒	A	$80,000 \text{ 円} \times 2.7\text{k}\ell = 216,000 \text{ 円}$	5 216,000
清 酒	B	$120,000 \text{ 円} \times 20\text{k}\ell = 2,400,000 \text{ 円}$ $2,400,000 \text{ 円} \times 90\% = 2,160,000 \text{ 円 (特例)}$ $120,000 \text{ 円} \times 16\text{k}\ell = 1,920,000 \text{ 円 (通常)}$	5 2,160,000 1,920,000
ビール	C	$220,000 \text{ 円} \times 3.0105\text{k}\ell = 662,310 \text{ 円}$ $662,310 \text{ 円} \times 85\% = 562,963 \text{ 円}$	5 562,963
ウイスキー	D	$450,000 \text{ 円} \times 0.18\text{k}\ell = 81,000 \text{ 円}$	3 81,000
甘味果実酒	E	$150,000 \text{ 円} \times 27\text{k}\ell = 4,050,000 \text{ 円}$	3 4,050,000
発泡酒	F	$220,000 \text{ 円} \times 8.712\text{k}\ell = 1,916,640 \text{ 円}$	4 1,916,640
雑 酒	G	$220,000 \text{ 円} \times 46\text{k}\ell = 10,120,000 \text{ 円}$	3 10,120,000
スピリッツ	H	$370,000 \text{ 円} \times 5.775\text{k}\ell = 2,136,750 \text{ 円}$	3 2,136,750
		酒税額の合計額	23,163,353 円

④ 控除を受けようとする酒税額

品 目	商品名等	計 算 過 程	控除を受けよう とする酒税額 (円)
スピリッツ	D	原料使用控除 (1) 税 率 $200,000円 + 10,000円 \times (45度 - 20度) = 450,000円$ (2) 原料使用数量 $4k\ell$ (3) 控除税額 $450,000円 \times 4k\ell = 1,800,000円$	3 1,800,000
甘味果実酒	E	戻入控除 (1) 税 率 $150,000円$ (2) 戻入数量 $0.3\ell \times 20本 = 0.006k\ell$ (3) 控除税額 $150,000円 \times 0.006k\ell = 900円$	3 900
		酒税額の合計額	1,800,900 円

⑤ 納付すべき酒税額

計 算 過 程	納付すべき酒税額 (円)
$23,163,353円 - 1,800,900円 = 21,362,453円 \rightarrow 21,362,400円$ (100円未満切捨)	21,362,400 円

▶解答への道◀

商品Dに関する税額控除については原料使用控除の対象となるが資料が不足しているため可否に影響はないと思われる。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

商品Dに関する税額控除以外の項目で、ケアレスミスなく、どれだけ正解出来たかがポイントになる。
 なお、65点が合格確実ライン、62点がボーダーラインになると思われる。

▶おわりに◀

93点が合格確実ライン、88点がボーダーラインになると思われる。

\ 夏だ税っ! /

2016 **夏**

就職情報も
手に入る!



税理士 オープンフェス

8/13(土)開催! P1~2

第66回税理士試験 解答解説会

8/20(土)・21(日)・27(土)・28(日)

9/3(土)開催! P3~6

税理士オープンセミナー

こんな仕事もできる!
税理士の魅力を再発見!
実務家セミナー

科目が違えば、攻略法も違う!
税法科目攻略セミナー

リクルートセミナー
プロの分析
2016年夏の就職状況

あなたにピッタリの「ミニ税法」が見つかる!
ミニ税法科目攻略セミナー

誰もが通る必須科目の会計科目攻略法!
効率的学習法もご紹介!
会計科目攻略セミナー

他校生・独学の方、
受験を検討中の方も
お気軽にご参加ください!

参加無料 予約不要

【参加特典】

入会金 **¥10,000** 免除券
プレゼント!

講師に直接相談! 個別学習相談会・電話学習相談

複数日設定! P1~2、P5~7

※「個別学習相談会」は、「税理士試験解答解説会」「税理士オープンセミナー」当日も実施いたします!